

道路へのはみ出し、危険です！

『道路にはみ出した樹木や植木鉢についてのお願い』

道路に張り出した枝の伐採をお願いします。

市道において、隣接する個人宅や山林等から道路上に枝などが張り出している事例が見受けられます。生垣や植木などの緑は、生活に潤いを与えてくれる大切なものですが、公の場所である道路まで伸びてしまった枝などは、道幅を狭く感じさせ、通行上の安全を確保するうえで問題があります。これらが原因となり、車両や歩行者に事故が発生した場合には、所有者が賠償責任を負わなければならないこともあります。私有地から、道路上に張り出している枝や葉は、土地所有者に所有権があるため、倒木などの緊急時を除き、市で勝手に切ることはできません。

土地の所有者の方は、樹木の伐採、又は枝払いをお願いします。

- 道路、歩道へ樹木が張り出している。
- 枯れ木、折れ枝、竹が垂れ下がっているなどによる通行への障害がある、又はその恐れがある。
- 竹木の繁茂により通行への障害がある、又はその恐れがある。

伐採作業時の注意！

- 高所での作業は、十分に安全に配慮してください。
- 電線や電話線が近くにある場合は、危険を伴う場合があります。事前に、電力会社や電話会社に連絡し、立会いの下で行ってください。
- 作業の際は、通行車両・自転車・歩行者の安全を確保してください。

植木鉢やプランターなどを側溝上においている方は、撤去をお願いします。

側溝は道路の一部であり、道路は街のみんなの財産です。植木鉢やプランターなどを置いていると通行の妨げとなり、人がつまずいたり、車がぶつかり事故を起こしたりすることもあります。



- ◎庭木等は、いつもきれいに剪定し、道路にはみ出さないようにしましょう。
- ◎鉢植え、プランター等は、側溝の上に置かないようにしましょう。
- ◎落ち葉の清掃等、ご協力をお願いします。

お問い合わせ:牛久市 建設部 道路整備課 TEL873-2111

※裏面:参考法令

《参考法令》

民法第 233 条(竹木の枝の切除及び根の切取り)

- 1 土地の所有者は、隣地の竹木の枝が境界線を越えるときは、その竹木の所有者に、その枝を切除させることができる。
- 2 前項の場合において、竹木が数人の共有に属するときは、各共有者は、その枝を切り取ることができる。
- 3 第一項の場合において、次に掲げるときは、土地の所有者は、その枝を切り取ることができる。
 - 一 竹木の所有者に枝を切除するよう催告したにもかかわらず、竹木の所有者が相当の期間内に切除しないとき。
 - 二 竹木の所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないとき。
 - 三 急迫の事情があるとき。
- 4 隣地の竹木の根が境界線を越えるときは、その根を切り取ることができる。

民法第 717 条(土地の工作物等の占有者及び所有者の責任)

- 1 土地の工作物の設置又は保存に瑕疵(かし)があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。
- 2 前項の規定は、竹木の栽植又は支持に瑕疵(かし)がある場合について準用する。
- 3 前二項の場合において、損害の原因について他にその責任を負う者があるときは、占有者又は所有者は、その者に対して求償権を行使することができる。

道路法第 43 条(道路に関する禁止行為)

- 1 何人も道路に関し、左に掲げる行為をしてはならない。
 - 一 みだりに道路を損傷し、又は汚損すること。
 - 二 みだりに道路に土石、竹木等の物件をたい積し、その他道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞(おそれ)のある行為をすること。